

# 横浜消化器内視鏡医会会則

第 1 条 本会は、横浜消化器内視鏡医会と称し、事務所を横浜市医師会内に置く。

第 2 条 本会会員は横浜市医師会会員で主として消化器系統を標榜する者を以て会員とする。

その他消化器及び消化器内視鏡に関心を有する者も会員になることができる。

第 3 条 本会は、会員の学識技能向上と、相互の親睦を図り、地域医療に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び集談会の開催。
2. 会誌発行に関する事項。
3. 学術研究に関する事項。
4. 地域医療活動に関する事項。
5. 保険医療の向上に関する事項。
6. 会員相互の親睦に関する事項。
7. その他目的達成上必要な事項。

第 5 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 理 事 若干名
4. 監 事 2 名

尚役員会の推薦により、顧問、名誉会長及び名誉理事を置くことができる。

第 6 条 本会役員の中、会長・副会長・監事の選出は、総会にて行う。

第 7 条 役員任期は、いずれも 2 ケ年とし、留任を妨げない。

第 8 条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金その他をもって之に当てる。会計年度は 4 月 1 日より翌年の 3 月 31 日までとする。

第 9 条 本会会則の変更は、総会において、出席会員の過半数（委任状を含む）の同意を必要とする。

第 10 条 本会則の施行上の細則は別に定める。

附 則

第 11 条 本会則は、平成 5 年 4 月 28 日より施行する。

細 則

第 1 条 定時総会は毎年 1 回開催する。総会に於いては、学術講演・研究発表の他会務報告・収支決算を行う。会長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第 2 条 理事の選出は、各区における本会会員の互選により、内科系・外科系より若干名ずつ選出する。また、理事会に於いて推薦を受けた者も、理事となることができる。理事は総会に於いて承認を受けるものとする。

第 3 条 理事会は、会長これを招集し、会務の計画・運営等に当たる。監事も理事会に出席するものとする。

第 4 条 会長は必要に応じて各種事業委員会をつくることができる。

第 5 条 本会の会費は次のとおりとし、必要な場合は、総会の承認を経て、臨時会費を徴収することができる。

1 ケ年 3, 000 円